

別記様式第三の七（第七条の七関係）

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年10月6日

三重県公安委員会

印

弁明通知書番号
第55-110-260812-002002号
第55-110-260812-002003号
第55-110-260812-002004号
第55-110-260812-002005号
第55-110-260815-002001号
第55-110-260816-002001号
第55-110-260816-002002号
第55-110-260816-002003号
第55-110-260816-002005号
第55-110-260816-002007号
第55-113-260809-007001号
第55-113-260809-007002号
第55-113-260812-006001号
第55-113-260812-006003号
第55-121-260820-124237号
第55-121-260820-124238号
第55-122-260814-017005号
第55-122-260817-124022号
第55-122-260818-017004号
第55-122-260818-017006号

弁明通知書番号
第55-122-260819-017001号
第55-122-260819-017002号
第55-122-260819-017007号
第55-122-260819-017008号
第55-122-260821-017002号
第55-122-260821-017003号
第55-122-260821-017004号
第55-122-260821-017005号
第55-122-260821-124001号
第55-122-260821-124002号
第55-122-260821-124024号
第55-122-260822-017001号
第55-122-260822-017002号
第55-122-260822-017003号
第55-122-260822-017008号
第55-141-260817-029002号
第55-141-260817-029003号
第55-141-260817-029004号
第55-141-260817-029005号
第55-141-260817-029007号



この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。